

「目標策定指針」及び「評価指針」の改定について

(1) デジタル庁の整備方針策定に伴う改定

- ・ デジタル庁において、独立行政法人を含む情報システムの整備及び管理の基本的な方針が定められる見込み。
- ・ 独法の目標策定及び評価においても、上記方針を踏まえたものとするよう、指針の改定を行う。

(2) その他の実務的な改定

(1)の改正にあわせて、以下の実務的な改定を行う。

- ・ 「情報セキュリティ対策推進会議」が活動終了していることに伴い、「サイバーセキュリティ戦略本部」に修正する。
- ・ 現在の指針において、評価単位となる「一定の事業等のまとまり」ごとに目標を策定することを規定しているところ、「一定の事業等のまとまり」を目標内に明示するよう改正する。

(参考)デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針(令和2年12月25日閣議決定)

(別紙)デジタル改革関連法案ワーキンググループ作業部会とりまとめ

II. デジタル化に向けた課題の検討状況

(5) 独立行政法人の情報システム

② 独立行政法人の情報システムの整備及び管理の基本的な方針について

デジタル庁は、独立行政法人のシステムについて、整備及び管理の基本的な方針(整備方針)を策定する。整備方針には、情報システムの効率化、国、独立行政法人等の相互の連携を確保するための基盤の構築等について記載する。

③ 独立行政法人の目標策定等への関与について

改正IT基本法に基づく重点計画において、主務大臣が独立行政法人に対して目標策定、評価を実施する際に(独立行政法人評価制度委員会の意見を聴く前に)、整備方針に基づく目標策定、評価を推進する観点から、デジタル庁が総合調整機能の一環として主務大臣の協議を受ける仕組みを設ける。

※ 総務省は、独立行政法人評価制度委員会の調査審議や指針に明記することを通じて、整備方針に基づく目標策定、評価の実施を推進する。

デジタル庁は、上記の取組の推進状況を踏まえ、整備方針に沿ったシステムの効率化等が必要な場合など、是正が必要な場合には主務大臣と協議し調整を行うこととする。

また、独立行政法人の情報システムのうち、例えば緊急的な整備が必要なものや、デジタル庁の技術的知見・共通基盤を活かした整備を要するものなどの重要なシステムに係るデジタル庁の関与の仕組みについて、その具体化について検討する。